

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

(平成14年12月19日区議会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区議会会議規則(昭和31年9月26日区議会議決)及びこの規則(以下「会議規則等」という。)を左横書きに改めることについて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第2条 会議規則等の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は会議規則等における配字と同様とする。

(用字等)

第3条 会議規則等中、漢数字(熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字及び数量を指示する意味を持っているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字を除く。)はアラビア数字に、号番号として用いられる漢数字は横かっこで囲んだアラビア数字に改める。ただし、区議会議長が改めることが適当でないと認めたものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、会議規則等の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。